

# 令和元年度岡崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

日時：令和元年5月30日（木）

全体会終了後

会場：岡崎市福社会館3階視聴覚室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 新委員等自己紹介

### 3 議 事

(1) 子ども・子育てに関するアンケート調査結果について

(2) 令和元年度主要・新規事業について

ア 産婦健康診査・産後ケア事業

イ 放課後子ども教室

ウ 病児保育

エ 幼児教育・保育の無償化

### 4 閉 会

岡崎市の子ども・子育てに関する  
アンケート調査報告書  
【概要版】

平成31年3月  
岡崎市

## 調査の目的

本調査は、市民の皆様の子育てに関する状況や岡崎市の子育て支援サービスに対するご要望・ご意見、保育ニーズ、子育て世帯の生活状況等について把握し、2020年から2024年を期間とする子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

## 調査概要

- 調査地域：岡崎市全域
- 調査対象者：岡崎市内在住の就学前のお子さんをお持ちの世帯・保護者（就学前児童保護者）  
岡崎市内在住の小学生のお子さんをお持ちの世帯・保護者（小学生児童保護者）  
岡崎市内の保育園・幼稚園・認定こども園の職員  
岡崎市内の事業所
- 抽出方法：無作為抽出及び悉皆
- 調査期間：平成30年10月25日（木）～平成30年11月8日（木）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による調査方法

調査票	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	5,000 件	3,324 件	66.5%
小学生児童保護者	3,000 件	1,890 件	63.0%
保育園・幼稚園・ 認定こども園職員	896 件	768 件	85.7%
事業所	446 件	161 件	36.1%
合計	9,342 件	6,143 件	65.8%

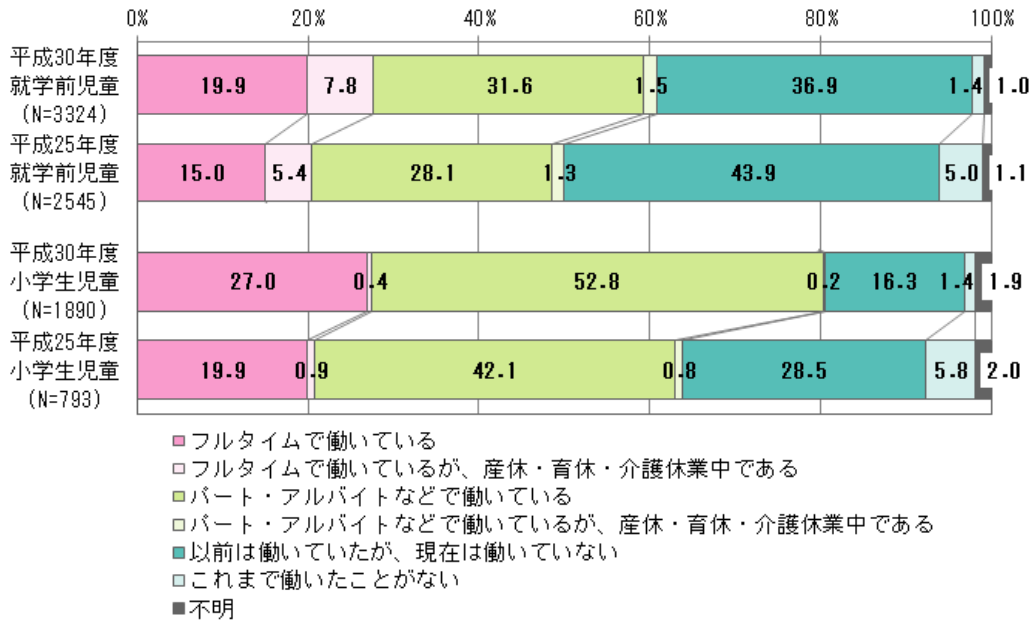
## ■報告書の見方

- ・ 図表内の「N」は、設問に対する回答の合計数です。
- ・ 単数回答の設問は帯グラフ、複数回答の設問は棒グラフとします。
- ・ 集計は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。
- ・ 複数回答を求めた設問では、設問に対する回答者数を基数として算出しているため、回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。
- ・ 図表内の「不明」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・ 本文や図表内の選択肢表記は、場合によっては語句を短縮・簡略化しています。
- ・ 就学前児童保護者は「就学前児童」、小学生児童保護者は「小学生児童」と省略しています。
- ・ 経年比較を行っているものは、前回調査を「平成25年度」と表記しています。

保護者の就労状況について

- 母親は就学前児童で6割程度、小学生児童で8割程度が就労しており、前回調査時と比べ働く母親が増えています。

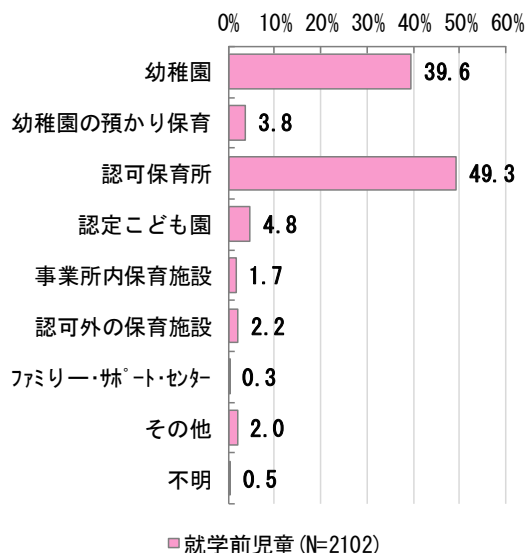
(母親の就労状況)



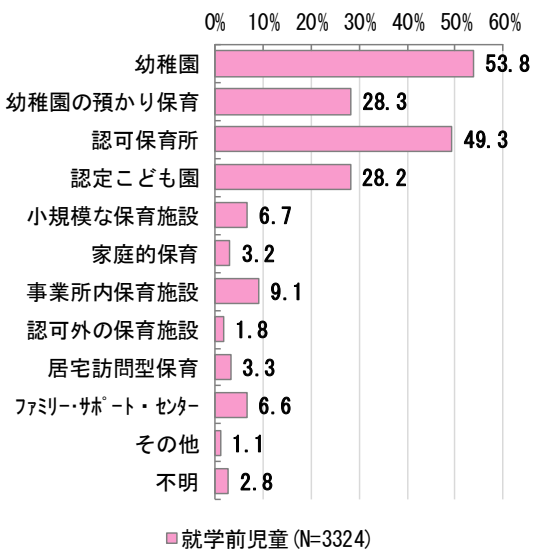
定期的な教育・保育事業の利用について

- 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」について、「現在利用している事業」は「認可保育所」が5割弱、「幼稚園」が4割弱となっています。「今後、利用したい事業」については、「認可保育所」が5割弱、「幼稚園」が5割強となっています。

(現在利用している事業)



(今後、利用したい事業)

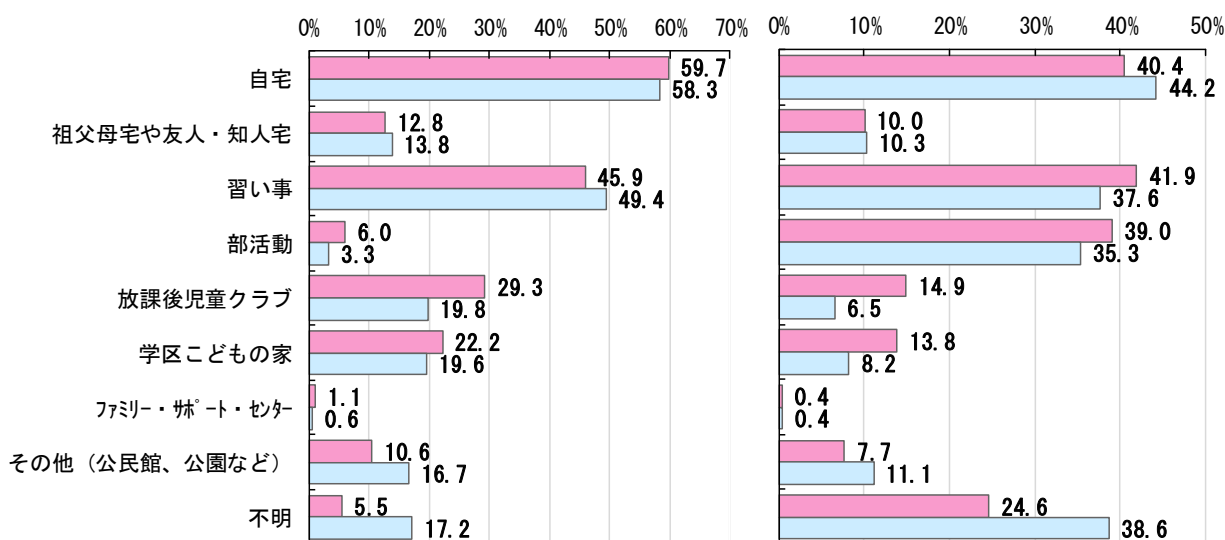


## 放課後（小学校終了後）の過ごし方

- 小学校低学年のうちの希望として、就学前児童、小学生児童ともに「自宅」が最も多く、次いで「習い事」となっています。「放課後児童クラブ」は就学前児童で3割弱、小学生児童で2割弱、「学区こどもの家」は就学前児童で2割強、小学生児童で2割弱となっています。
- 小学校高学年のうちの希望としては、低学年時と比べて、就学前児童、小学生児童ともに「放課後児童クラブ」「学区こどもの家」の回答割合が少なくなり、「部活動」が多くなっています。

希望の過ごし方（低学年）

（高学年）



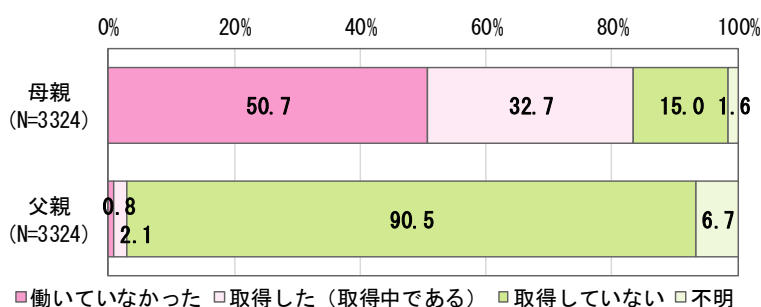
■ 就学前児童 (N=549) □ 小学生児童 (N=930) ■ 就学前児童 (N=549) □ 小学生児童 (N=1890)

※就学前児童は「5歳児」の小学校就学後の希望として把握

## 育児休業など職場の両立支援制度について

### 【育児休業の取得状況】

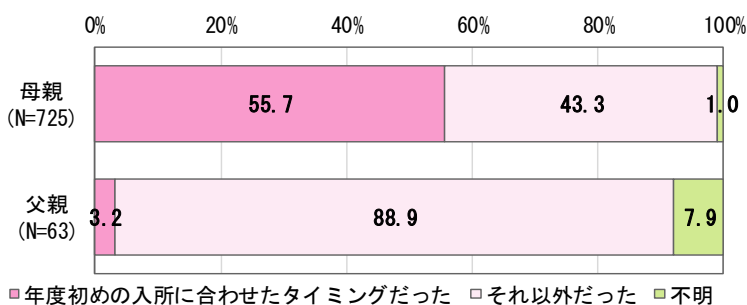
- 母親の「取得した」割合が3割強、父親はごく僅かとなっています。



■ 働いていなかった □ 取得した（取得中である） ■ 取得していない □ 不明

### 【育児休業取得後の職場復帰のタイミング】

- 「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」が母親で5割半ばとなっています。保育所等へ入園できるかどうか、職場復帰のタイミングを左右することがうかがえます。

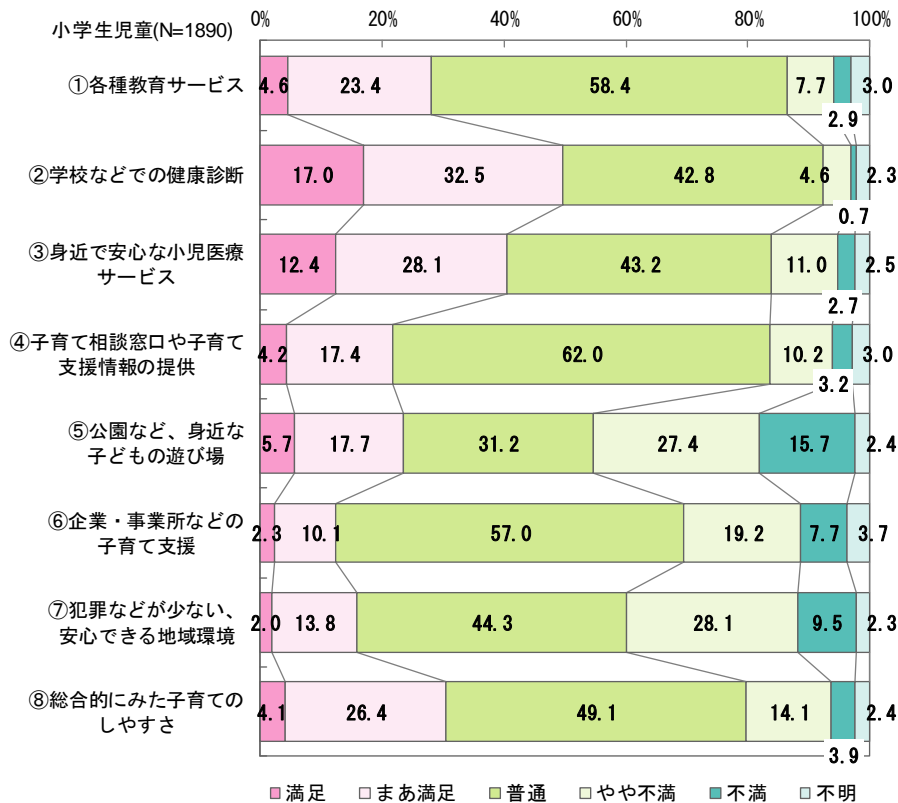
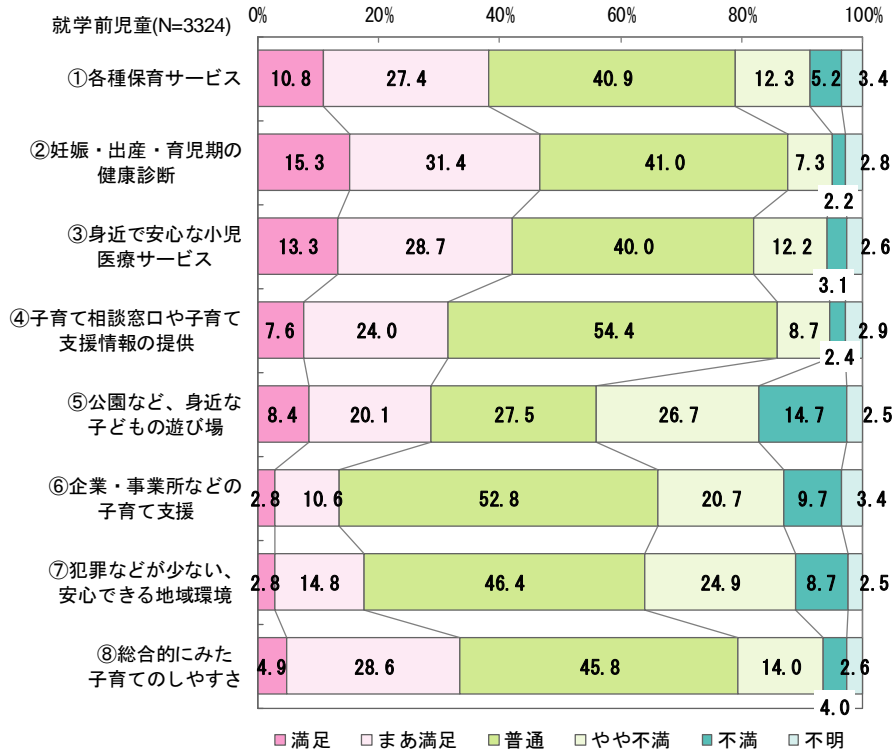


■ 年度初めの入所に合わせたタイミングだった □ それ以外だった □ 不明

## 子育て全般について

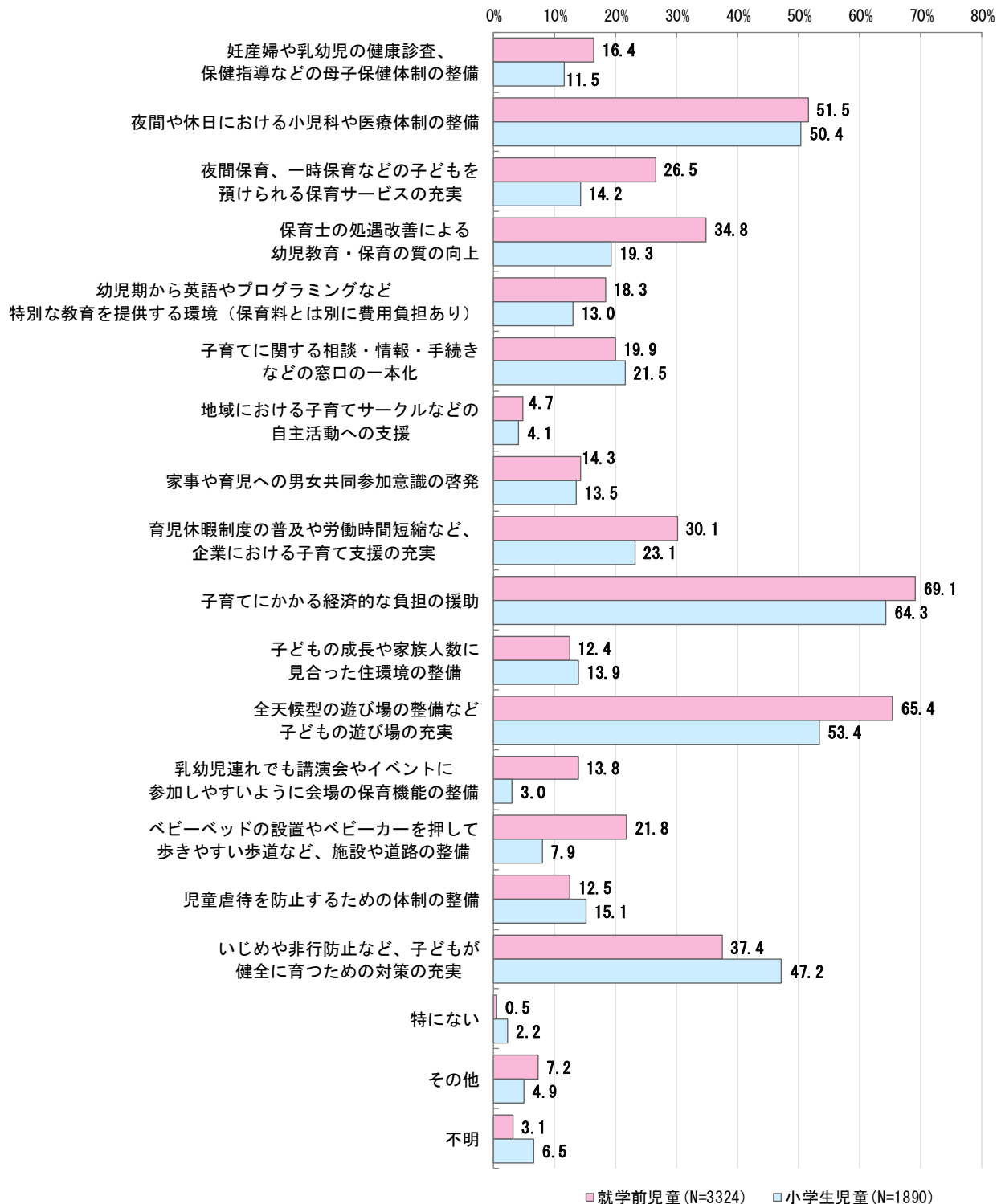
### 【岡崎市の各分野における満足度】

- 岡崎市における満足度（満足・まあ満足の合計割合）については、就学前児童、小学生児童ともに「妊娠・出産・育児期の健康診断」や「学校などでの健康診断」が5割弱、「身近で安心な小児医療サービス」が4割程度と満足度が高い傾向にあります。一方で、「公園など、身近な子どもの遊び場」で不満（不満・やや不満の合計割合）が4割強となっています。



## 【子育て環境のために市に期待する施策】

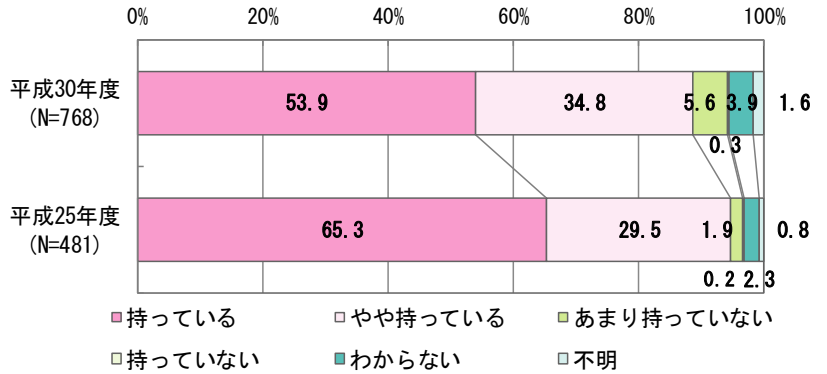
- 子どもを安心して産み育てられる環境のために市に期待する施策についてみると、「子育てにかかる経済的な負担の援助」が就学前児童で7割弱、小学生児童で6割強と最も多く、次いで「全天候型の遊び場の整備など子どもの遊び場の充実」、「夜間や休日における小児科や医療体制の整備」がら割を超えています。経済的な負担軽減策や子どもを安心して育てられる環境づくりが必要とされています。



仕事や職場の環境について

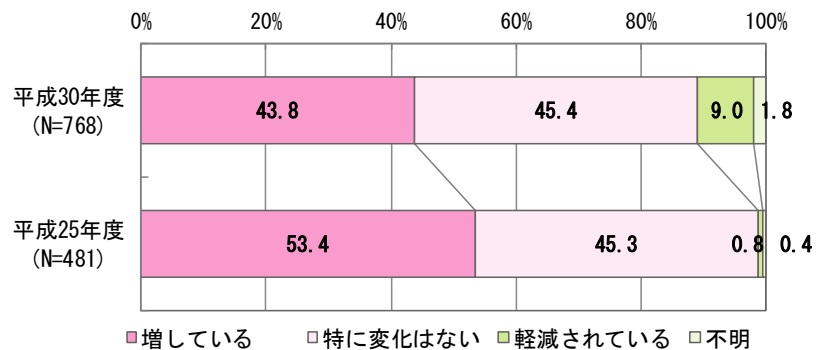
【仕事のやりがいや充実感】

- 仕事にやりがいや充実感を「持っている」職員は5割強となっています。



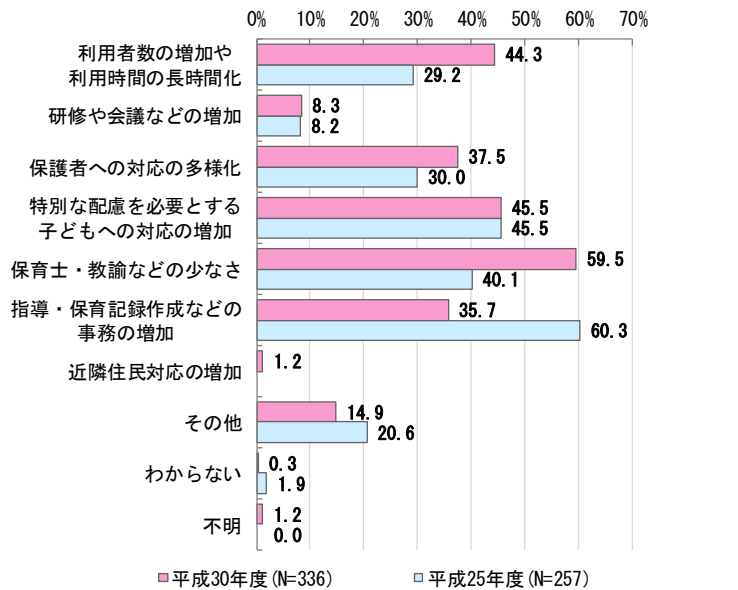
【勤務負担について】

- 勤務負担が「増している」が4割強であり、前回調査時と比べて、1割程度減少しています。



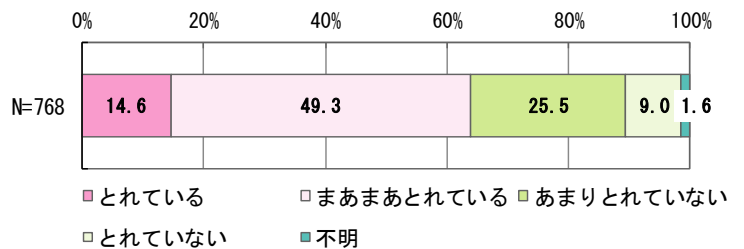
【勤務負担が増した理由について】

- 勤務負担が増した理由として「保育士・教諭などの少なさ」6割弱、「特別な配慮を必要とする子どもへの対応の増加」4割半ばとなっています。
- 一方、「指導・保育記録作成などの事務の増加」が前回調査時より2割強減っています。今後は職員確保等による体制の強化が求められています。



ワーク・ライフ・バランスについて

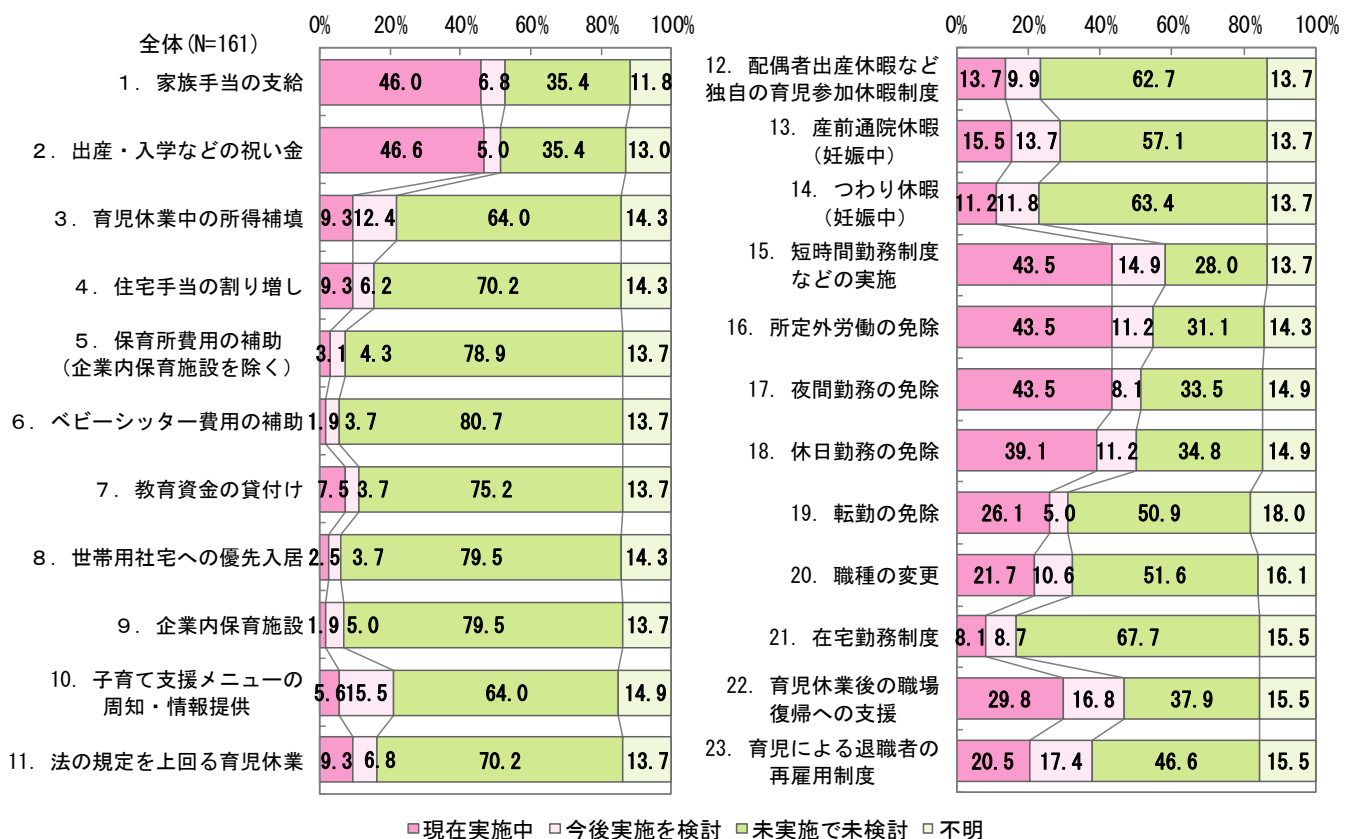
- 自分の仕事と生活のバランスについて、「とれている」「まあまあとれている」割合は6割強となっています。今後一人ひとりがやりがいを持ちながら充実して仕事に取り組むとともに、家庭生活等に自ら希望するバランスで取り組むことが重要です。





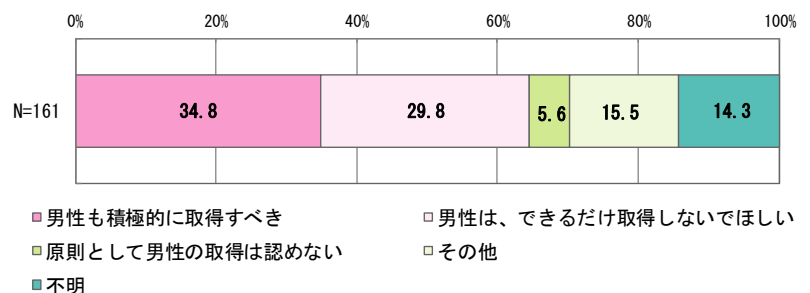
## 企業の子育て支援制度

- 企業の子育て支援制度についてみると、「家族手当の支給」「出産・入学などの祝い金」や、「短時間勤務制度などの実施」をはじめとする各種勤務条件の免除は4割強の事業所で取り組まれています。各種勤務条件のうち「転勤の免除」の実施は3割弱と少なく、特に女性管理職の登用が進まない理由で挙げられている転勤や出張、時間外労働が多いこととつながっています。
- 一方、「未検討で未実施」の支援策は、「ベビーシッター費用の補助」が最も多く約8割、次いで「世帯用社宅への優先入居」「企業内保育施設」が8割弱となっています。



## 男性が育児休業や育児休暇を取得することについて

- 男性が育児休業や育児休暇を取得することについて、「男性も積極的に取得すべき」が3割強であり、「男性は、できるだけ取得しないでほしい」が3割弱となっています。



岡崎市子ども・子育てに関するアンケート調査報告書【概要版】

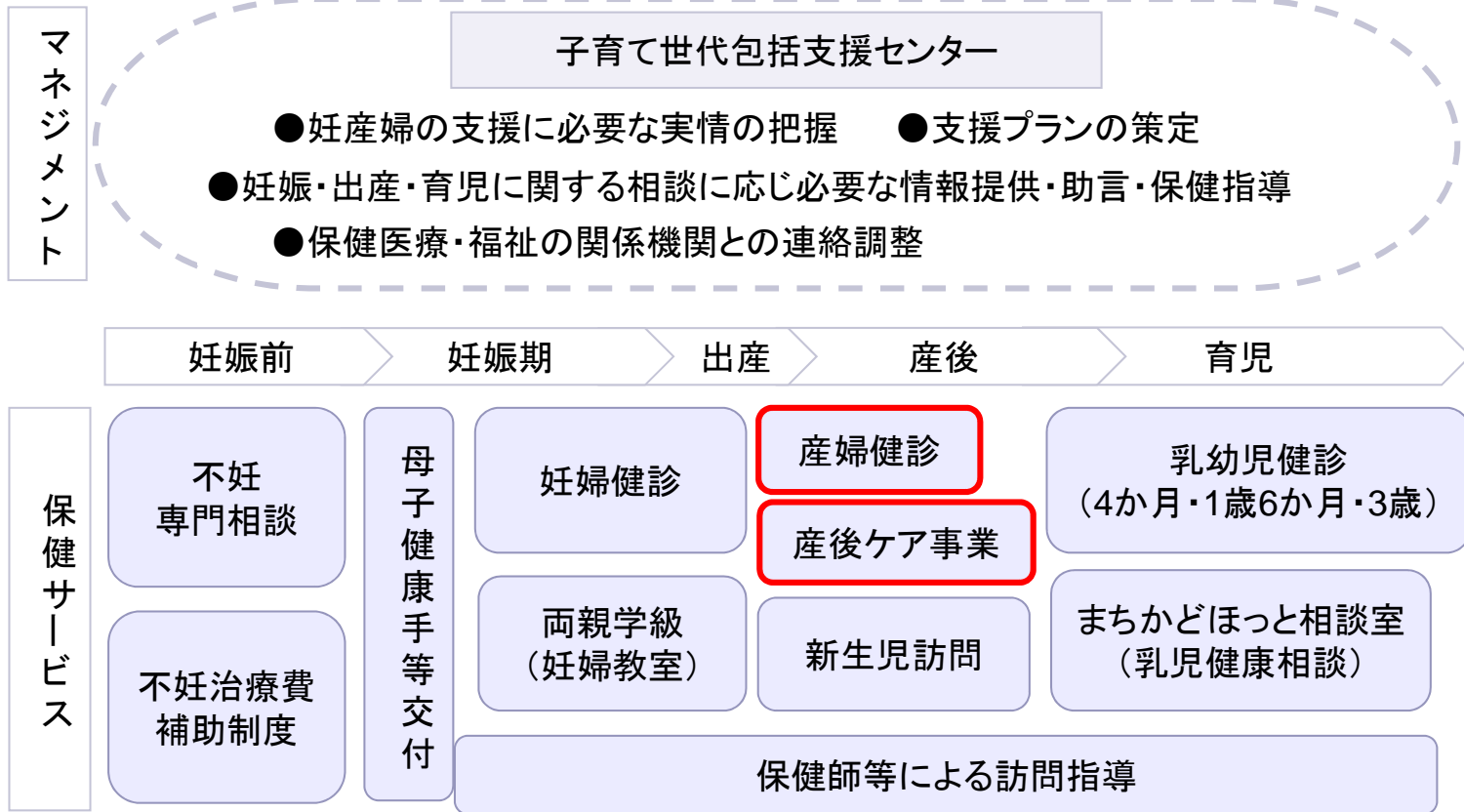
岡崎市こども部こども育成課

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL 0564-23-6820 FAX 0564-23-6833

## 令和元年度主要・新規事業について

## ～妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援～



## 令和元年度新規事業

### 産婦健診

産後うつなどの心身の不調がないかを積極的に確認し、支援が必要な産婦の支援につなげます。

- 対象者：市内に住所を有する出産後4週間前後の産婦
- 実施内容：問診、診察（子宮復古状況等）、測定（体重、血圧）、検査（尿、メンタル）
- 実施方法：分娩した医療機関で、赤ちゃんの1か月児健診に合わせて受診します

### 産後ケア事業

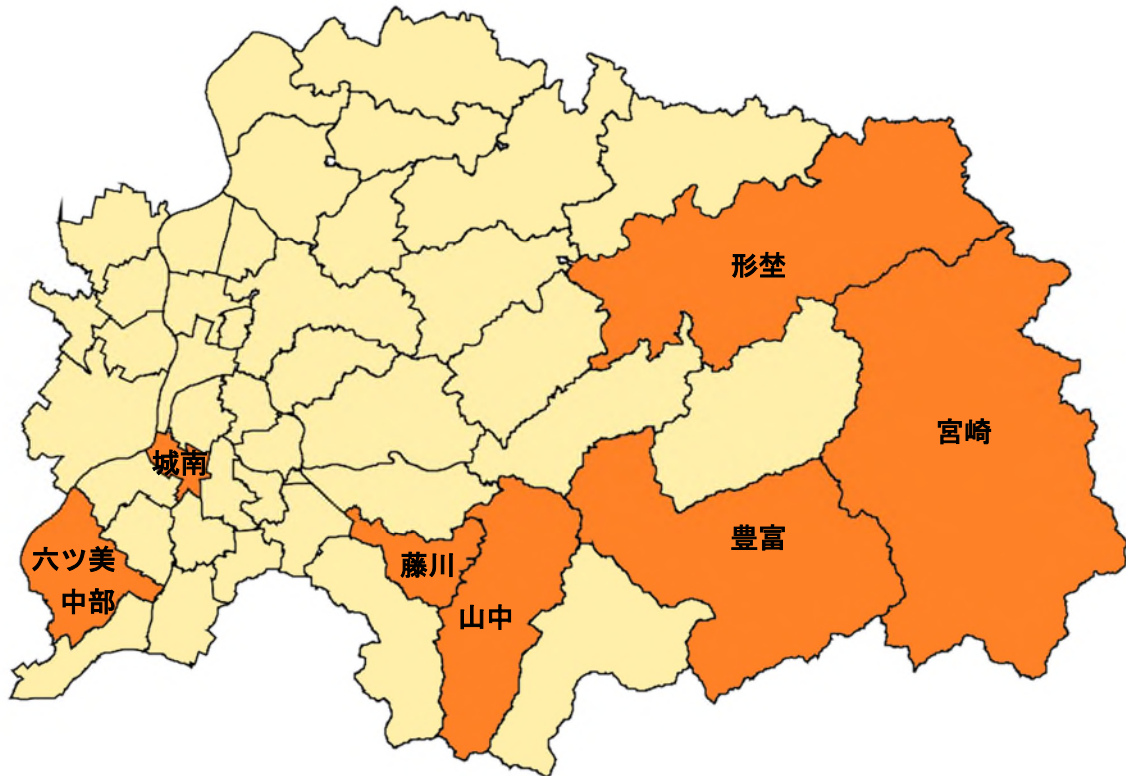
出産後のお母さんは心身共に不安定になります。

「産後ケア事業」は、お母さんと赤ちゃんの生活リズムと心身の安定を図るため、指定の施設で宿泊や日帰り（デイサービス）で授乳指導や育児相談などを受けられる事業です。

- 対象：退院直後～出産後4か月未満の支援が必要と判断された母子
- 実施方法：産婦人科医療機関や助産所での「宿泊型」と「デイサービス型」
- 利用期間：宿泊型とデイサービス型を合わせて7日まで
- 利用料金：宿泊型：1泊2日 8,000円      デイサービス型：1日2,500円  
※市民税非課税世帯・生活保護世帯は免除

# 放課後子ども教室（こども育成課）

## 令和元年度から全学区で実施します！



- 令和元年度から新たに実施する7学区
- 平成30年度までに実施している40学区

### ■ 放課後子ども教室の目的

放課後や長期休業期間等に安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、学び、体験、遊び等の様々な活動を行い、また、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもの心豊かで健やかな成長を目指すものです。

### ■ 対象となる児童

小学校1年生～6年生

### ■ 活動内容

- ・ 学び（宿題など）・体験
- ・ 交流・遊び



### ■ 実施場所

学区こどもの家（43学区）

※ 旧額田地域（豊富学区を除く4学区）は、小学校屋内運動場等の施設で実施

# 病児保育（保育課）

## 1 事業概要

保護者が就労している場合等において、病気の回復期に至っていないものの、当面症状の急変が認められない子ども（病児）を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、一時的に保育するもの。

### 【計画数量】

全 体	31 年度
①量の見込み	600 人/年
②確保の内容	720 人/年 ( 1 個所)
②-①	120 人/年

## 2 事業スケジュール

期 間	内 容
令和元年 5 月～ 7 月	施設改修工事
“ 7 月～	病児保育事業実施

## 3 施設概要（予定）

- (1) 対象児童  
2号又は3号認定こども
- (2) 定員  
4人/日
- (3) 保育時間  
午前9時～午後6時30分
- (4) 休業日  
土曜日、日曜日、祝日、年末年始休日

## 4 施設位置図



# 幼児教育・保育の無償化（保育課）

## 1 幼児教育・保育の無償化について

「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされています。具体的な手続き等については、現在、国において検討が行われているところです。

## 2 無償化の主な内容

### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

#### 【対象者・利用料】

- ◇ 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料が無償化されます。
  - ・子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化（上限月額2.57万円）
  - ・実費として徴収されている費用（食材料費、行事費、通園送迎費等）は無償化の対象外
  - ・幼稚園については満3歳から、保育所については3歳児クラスから無償化
- ◇ 0歳から2歳児の子ども達の利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化

### (2) 幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

#### 【対象者・利用料】

- ◇ 保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化

### (3) 認可外保育施設等を利用する子供たち

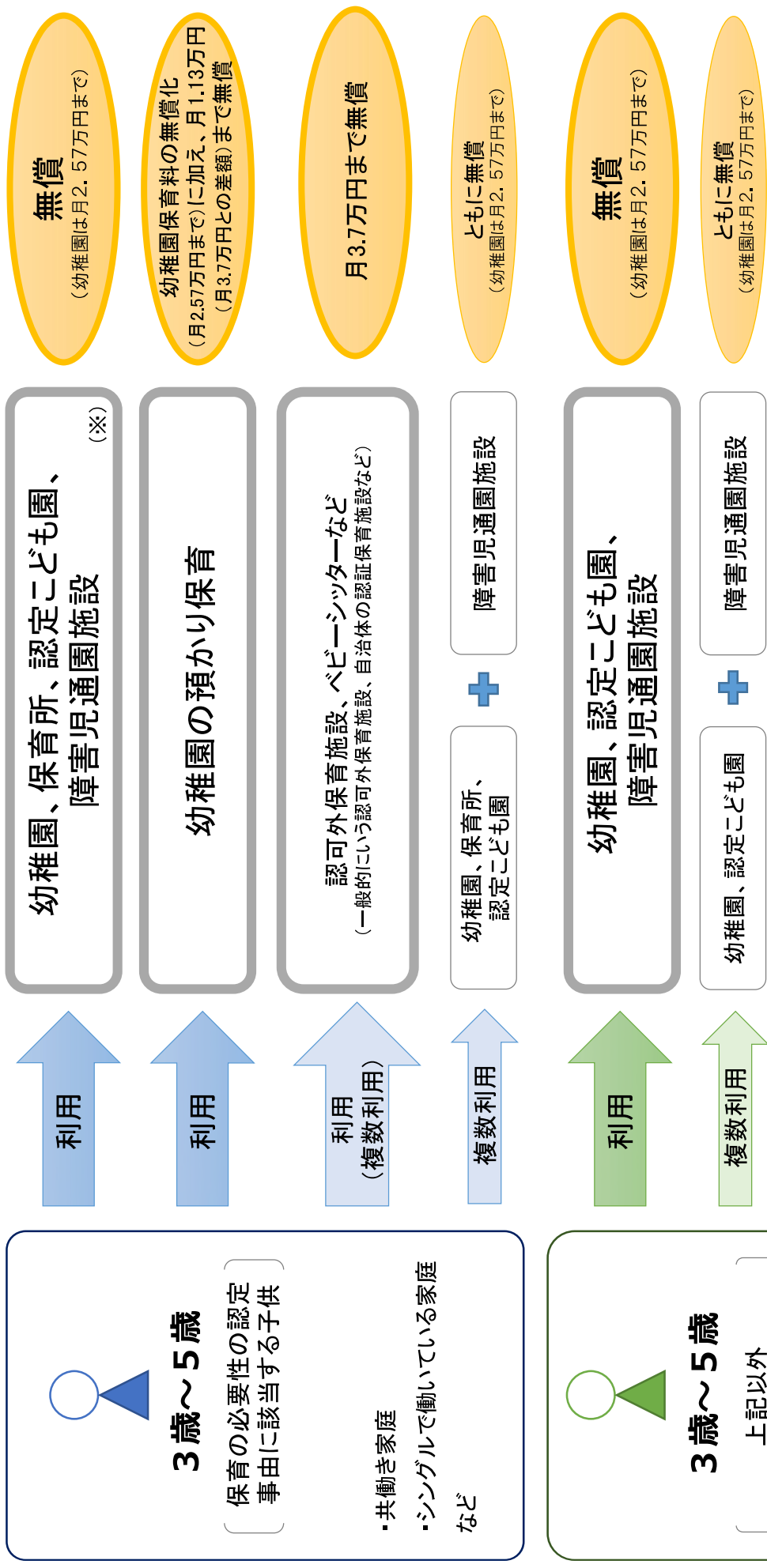
#### 【対象者・利用料】

- ◇ 保育の必要性があると認定を受けた場合には、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
- ◇ 0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

#### 【対象施設・サービス】

- ◇ 認可外保育施設、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業
  - ・上限額の範囲内において、複数サービスの利用も可能
  - ・認可外保育施設については本市に設置の届出を行い、国が定める認可外保育施設指導監督基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定する。

# 幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

**住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。**

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。